

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する ガイドラインの改定等に係る検討会（第5回）

日 時：令和4年7月12日（火）14:00～15:00

形 式：オンライン会議

議 事：

1. サイバーセキュリティに関する基準及び地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針について
2. 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件について

○：構成員 ●：総務省(事務局) ■：デジタル庁

1. サイバーセキュリティに関する基準及び地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針について

○：資料1 P.11において、「当面は三層の対策を維持し、マイナンバー利用事務系の端末・サーバ等と接続されるクラウドサービス上の情報システムの領域については、マイナンバー利用事務系として扱い、他の領域とはネットワークを分離することを原則とする」とされているが、地方公共団体の現場での業務の利便性低下につながらないか確認が必要である。また、地方公共団体からは標準化等の対応で精一杯であるとの声が聞こえており、特に人員の限られる小規模な地方公共団体が適切にセキュリティ対策を実施できるか懸念している。そのため、どのようにすれば地方公共団体の負担を軽減できるのか検討してほしい。一方で、「当面は」とされている時期について、地方公共団体が十分な備えをするために早々に示されることが望ましいと考える。

●：承知した。

○：今後のガイドライン改定の際には、地方公共団体の意見をよく聞いて進めるということが非常に重要だと考える。

●：今回のガイドラインの改定方針については、今後地方公共団体への意見照会の実施を予定している。実際のガイドライン改定の際にも地方公共団体の意見をよく聞いて対応していきたいと考えている。

○：セキュリティ対策について、地方公共団体からは何から手を付けていいかわからないという声が聞こえてくる。せっかく新しい考え方を打ち出しているにも関わらず、対応が分からないから現状維持という判断を行う地方公共団体が発生することは避けるべきであり、そのためには、地方公共団体に対して具体的内容を示していくべきである。

●：承知した。

○：尼崎市で発生したUSBメモリの紛失事案を受け、有事の際、適切な行動がとれるかということが重要である。また、地方公共団体は絶対に問題を起こさないためにゼロリスク志向に陥りがちであるが、どの程度の問題を許容していくかという考え方についても議論が必要であ

ると考える。

- ：承知した。なお、尼崎市の事案を受け、総務省では改めて地方公共団体に対して情報セキュリティ対策の徹底を呼び掛ける通知を発出したところである。
- ：暗号化消去について、クラウド利用の上では不可欠な技術だと考えている。CRYPTREC 等の検討に先行して暫定的にでも運用の考え方を整理する必要があるのではないか。
- ：問題意識についてはご指摘のとおりと考えている。制度面と技術面あわせての検討が必要となるため、今後デジタル庁とも相談し、方針を検討していきたい。
- ：暗号化消去については、検討が必要な事項がいくつかあると考えている。場合によってはデジタル庁、CRYPTREC 等を含めてワーキンググループを別途編成するなどして検討していくといった方法も考えられる。
- ：政府機関の動向や関係機関等から情報収集を行い、対応について今後相談させていただきたい。
- ：ガバメントクラウドに着目した議論は重要であると考えているが、昨今、自治体において基本的なミスの原因とする事案が発生している。このような基本的な事項への対応についても検討をお願いしたい。
- ：承知した。最近の状況を踏まえ、ご指摘いただいた基本的なセキュリティ対策の徹底等について検討していきたい。
- ：今回の改定では、ガバメントクラウド利用のみならず、インターネット上のクラウドサービス利用も範疇であると考えている。その場合、ID とパスワードの漏洩等によるリスク対策が重要であり、そのためには接続元をどう制御するかということが大切である。こうしたクラウドへの接続元の接続制御についても分かりやすく記載すべきではないか。また、パブリッククラウド利用を認めた場合には、自治体の業務用の ID だけではなく、職員個人の ID でのアクセスリスクもある。このようなリスクへの対策についても記載すべきではないか。
- ：具体的に解説等で記載できるよう検討したい。また、情報資産の重要度に応じた記載についても対応を検討していきたい。
- ：方針は、ガイドラインとは別に策定されるものか。別である場合には、方針はガイドラインと同様に解説が記載されるのか。また、資料 1 P. 21 の開発手順や P. 22 のイベントログ取得のポリシー等について具体的な例示はされるのか。
- ：方針は、ガイドラインの改定方針であり、今後のガイドラインの改定内容について、あらかじめお示しするものである。また、方針の内容は JIS Q 27017 の文言を基本として記載しているが、そのままではわかりにくい文言もあるため、それらについては、今後分かりやすい文言への修正を検討していきたい。
- ：資料 1 P. 11 に「LGWAN 接続系の端末から接続」とあるが、βモデル、β´モデルを採用している自治体はどのように対応するのか。βモデル、β´モデルを採用している団体の利便性が低下しないよう検討して欲しい。

●：承知した。

2. 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件について

○：非機能要件の策定に向けた今後の予定はどのようなになっているのか。

■：現在公表されている非機能要件は、令和2年に策定したものであるが、標準化法上に位置づけられていないため、法令に基づき規定するにあたっての見直しを行っている。今後、全国の地方公共団体に意見照会を実施し、夏頃に標準化法に基づく標準的な非機能要件として定義していく考えである。なお、今後の検討会等での議論やガイドラインとの整合は随時行っていく予定である。